

# なわて障がい福祉計画(原案)

— 第6期四條畷市障がい福祉計画・第2期四條畷市障がい児福祉計画 —

---

令和3（2021）— 5（2023）年度

令和3（2021年）年3月



## はじめに

本市では、平成30年(2018年)3月に、平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)までの3年間の計画期間とする「第5期四條畷市障がい福祉計画」及び「第1期四條畷市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が必要とする「障がい福祉サービス」と地域における生活を支える「地域生活支援事業」に関する数値目標やサービスの見込み量及びその確保方策に沿って、計画的に推進し、障がい者福祉の向上を図ってまいりました。

国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」を平成30年度(2018年度)から施行し、障がい者の重度化や高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などへの支援の充実を推進しています。

この計画では、障害者総合支援法に定める「第6期四條畷市障がい福祉計画」と児童福祉法に定める「第2期四條畷市障がい児福祉計画」を合わせ、令和5年度(2023年度)における成果目標並びに障がい（児）福祉サービスの見込み量を定めています。

新型コロナウイルス感染拡大により、暮らし方が変化している最中です。新しい生活様式を念頭に置きながら、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を営むことができるよう、各関係機関や団体などとの連携を深め、本計画を着実に推進し、「第3期なわて障がい者プラン」の基本理念である「市民一人ひとりが互いを尊重しあい、地域の中で誰もが『当たり前』の生活』を実現できる共生社会づくり」に取り組んでまいります。

むすびになりますが、本計画の策定にあたって、四條畷市障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会、四條畷市福祉計画検討委員会においてご審議いただいた委員の皆様、並びに貴重なご意見やご提言、またアンケート調査やグループインタビューにご協力をいただきました市民の皆様や関係者の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和3年(2021年)3月

四條畷市長 東 修平

# も く じ

<b>第1章 計画の改定にあたって</b> .....	1
第1節 計画策定の背景と主旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の策定体制.....	4
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画の対象.....	4
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	5
第1節 計画の基本理念.....	5
第2節 基本的視点.....	7
第3節 計画の基本目標.....	9
<b>第3章 本市の障がいのある人を取り巻く現状</b> .....	10
第1節 障がいのある人の状況.....	10
<b>第4章 本計画でめざすこと</b> .....	17
第1節 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画について .....	17
第2節 障がい福祉サービスの実績と見込み.....	26
第3節 地域生活支援事業の実績と見込み.....	48
<b>第5章 本計画の目標達成に向けて取り組む施策</b> .....	62
第1節 差別の解消及び権利擁護等の推進.....	62
第2節 一人ひとりの個性や可能性を育む環境の整備 .....	64
第3節 いきいきと活躍できる環境づくり（社会参加の促進） .....	66
第4節 生活の質（QOL）を高める生活支援の推進 .....	70
第5節 暮らしの安心・安全を守るまちづくりの推進 .....	73

第6章 計画の推進にあたって.....	75
第1節 計画の推進体制.....	75
第2節 各主体の役割.....	76
資料 .....	77
1 四條畷市福祉計画検討委員会条例.....	77
2 四條畷市福祉計画検討委員会規則.....	79
3 四條畷市福祉計画検討委員会委員名簿.....	80
4 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定専門部会要綱及び委員名簿 .....	81
5 計画の策定過程.....	83
6 計画策定にかかるアンケート調査等の結果.....	85
7 参考（障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法抜粋） .....	88
8 用語解説.....	92

◇計画書内の「障がい者」の表記について

本計画書では、「障がい者」は、法律名や制度名等に含まれる場合、もしくは表現上適さない場合を除いて、「障がいのある人」と表記し、「障がい児」を含む言葉として使用しています。